除染電離則		労働安全衛生法		
条	項	根拠条文	罰則(量刑)	罰則(根拠)
第1条		(実施省令)	なし	
第2条		(実施省令)	なし	
第3条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第4条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第5条	第1項~第6項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
	第7項	(実施省令)	なし	
	第8項	第 27 条第 1 項(第 26 条関係)	50 万以下	第 120 条第 1 号
第6条	第1項	第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
	第2項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
		第 103 条第 1 項	50 万以下	第 120 条第 1 号
	第3項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第7条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第8条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第9条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 10 条		第 100 条第 1 項	50 万以下	第 120 条第 5 号
第 11 条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
	第2項	第 100 条第 1 項	50 万以下	第 120 条第 5 号
第 12 条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 13 条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 14 条	第1項、第2項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
	第3項	第 27 条第 1 項(第 26 条関係)	50 万以下	第 120 条第 1 号
第 15 条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
	第2項	第 27 条第 1 項(第 26 条関係)	50 万以下	第 120 条第 1 号
		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 16 条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
	第2項	第 27 条第 1 項(第 26 条関係)	50 万以下	第 120 条第 1 号
第 17 条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 18 条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
	第2項	第 27 条第 1 項(第 26 条関係)	50 万以下	第 120 条第 1 号
第 19 条		第 59 条第 3 項	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 20 条	第1項	第 66 条第 2 項	50 万以下	第 120 条第 1 号
	第2項	(実施省令)	なし	

第 21 条		第 66 条の 3 第 103 条第 1 項	50 万以下	第 120 条第 1 号
第 22 条		第 66 条の 4	なし	
第 23 条		第 66 条の 6	50 万以下	第 120 条第 1 号
第 24 条		第 100 条第 1 項	50 万以下	第 120 条第 5 号
第 25 条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 26 条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 27 条	第1項	(実施省令)	なし	
	第2項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 28 条	第1項	(実施省令)	なし	
	第2項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号
第 29 条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6月又は50万以下	第 119 条第 1 号